

令和7年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会 (開議) 令和7年6月27日(金) 9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	松山	貢	7番	齋藤	則子	11番	安部	大助
2番	村上	一	8番	村上	謙武	12番	前田	芳樹
4番	脇田	千代志	9番	菊地	政文	13番	石田	茂春
5番	山田	浩太	10番	西尾	幸太郎	14番	高宮	陽一
6番	牧野	牧子						

1. 欠席議員 3番 西村 万里子

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	水産振興室長	曾我部	一彦
副町長	大庭	孝久	建設課長	岸本	則和
教育長	野津	浩一	都市計画課長	石田	傑
会計管理者	齋藤	和幸	環境課長	原	秀人
総務課長	宇野	慎一	エネルギー対策室長	野津	寿天
危機管理室長	柳原	潔	国民スポーツ大会推進課長	茶山	宏
地域振興課長	橋本	博志	上下水道課長	村上	和久
財政課長	長田	寿幸	布施支所長	坂本	忠
施設管理課長	堀川	秀樹	五箇支所長	石橋	忠夫
税務課長	池本	繁樹	都万支所長	近藤	勝志
町民課長	和田	美由貴	中出張所長	黒川	直照
保健福祉課長	野津	千秋	総務学校教育課長	金井	和昭
住民福祉担当課長	広江	和彦	社会教育課長	中村	恒一
商工観光課長	藤野	一	中央公民館長	木瀬	高宏
農林水産課長	増本	直行	代表監査委員	嶽野	正弘

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 田 中 挙 事 務 局 長 補 佐 齋 賀 千 春

1. 議員提出議案の題目

発委第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書

議事の経過

○議長（安部大助）

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 0 分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 9 時 3 0 分 ）

（ 全員協議会開会宣告 9 時 3 0 分 ）

○議長（安部大助）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 1 3 時 2 5 分 ）

（ 本会議再開宣告 1 3 時 2 5 分 ）

日 程 第 1. 委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会に付託した町長提出議案の、議第 51 号から議第 61 号までの条例関係及び工事請負・物品購入契約関係 11 件と、請願 1 件、要望 1 件、並びに継続審査となっている各委員会の調査事項を一括して議題とします。

ただいま議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、委員長の報告を求めます。

はじめに、総務教育民生常任委員長 7 番：齋藤 則子 議員

○7番（齋藤則子）

それでは、令和 7 年 6 月 27 日、第 2 回定例会、総務教育民生常任委員会の委員長報告を行

います。

1. 委員会の開催日、6月10日、11日、25日、26日の計4日間でした。

2. 付託案件は、別紙のとおりです。

3. 審査の結果、付託案件は、すべて全会一致で「可決すべし」としました。

請願第1号、要望第1号については、すべて全会一致で「採択すべし」としました。

4. 審査の経過及び主な意見・指摘事項

(1) 議第58号 令和7年度一般会計補正予算(第1号)について、民生費のうち清松園(7号館)空調、教育費のうち隠岐の島町図書館空調など空調関係の補正が多く、緊急の場合はやむを得ないが、日頃より点検してできるだけ余裕をもって当初予算で予算化するように指摘しました。

財政課から各課、各施設に指導を徹底するとの返答がございました。

(2) 議第58号 令和7年度一般会計補正予算(第1号)について、西町町有地法面復旧工事費330万円。

これは、町有地の崩壊した法面の原状復旧工事費でございます。

委員から工事方法について質問が出て確認をしました。また、墓も一部崩落しているのをお祓いをすべきとの意見がございました。

(3) 請願・要望について、請願第1号『地方財政の充実・強化に関する意見書を政府等に提出することを求める請願』について、提出者：隠岐の島町職員組合 執行委員長 西尾 正平氏、紹介議員 高宮 陽一氏。

請願の概要は、2026年度地方財政予算全体の安定確保にむけ、政府に対し意見書を提出するよう求める内容でありました。

医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、人口減少化における地域活性化対策はもとより、デジタルトランスフォーメーション化、脱炭素化、物価高騰対策など、あらゆる課題への対応や公的サービスの充実を図るためには、地方財政の安定確立は急務であり、全会一致で「採択すべし」としました。

次に、要望第1号『中出張所を廃止し、中支所の設置について』の要望について、提出者：武良自治会長 佐々木 雅秀氏。

要望の概要は、令和4年に中地区区長会から中支所の設置を含む「中地区の行政機能の充実と整備を求める要望書」が隠岐の島町長及び隠岐の島町議会議長に提出され、隠岐の島町

議会において全会一致で「採択」されたにもかかわらず、現在においても改善されていないため再度、要望する内容でございました。

具体的には（１）中出張所を廃止し、中支所にすること（２）職員を増員し、中地区地域振興を充実させることであります。

当委員会としては要望を重く受け止め、全会一致で「採択すべし」としました。

（４）所管の調査事項でございます。

①「隠岐の島町国民保護計画」の改定について。

総務課危機管理室から「隠岐の島町国民保護計画」の改定について説明がございました。

委員から、島根原発事故が起こった場合についての指摘がありました。

隠岐の島町は30キロ圏内ではないので、国も県も特別な避難計画などを作っていない。隠岐の島町も風向きによっては放射能の影響が考えられることや、隠岐汽船が着ける港がなくなるなど、避難や物流の問題がでてくるので、隠岐の島町として原発事故に対応した保護計画を作るべきであると指摘しておきました。

②各地区公民館について。

中央公民館、五箇公民館、都万公民館からの報告事項の中で、指定管理となった布施公民館の職員が3名のところ2名しか決まっておらず、1名募集していると報告がございました。できるだけ早くに採用するように指摘いたしました。

また、中地区への公民館設置に向けた取り組みをすすめている旨報告がございました。

③2030年国民スポーツ大会について。

今年4月1日に新設された国民スポーツ大会推進課から、2030年に本町で開催予定の相撲競技への取り組みの説明がございました。

選手強化と競技役員育成が当面の課題であり、一過性ではなく、大会後に財産が残っていくようにすべきと指摘しました。

④高齢者带状疱疹予防接種について、保健福祉課健康係より、今年度から開始される高齢者带状疱疹予防接種について説明がございました。

定期接種の対象者は65歳からで、一生に一回の接種で補助額は半分である事等を確認し、対象者に対しては丁寧な説明をするよう指摘いたしました。

⑤中地区デイサービスセンターについて。

保健福祉課住民福祉係より、中地区デイサービスセンターの指定管理期間の変更について

説明があり、委員より住民への丁寧な説明を行うよう指摘いたしました。

⑥隠岐病院の在り方検討委員会について。

保健福祉課より、隠岐の島町では2035年に75歳以上の後期高齢者がピークアウトし、患者数が減少することが見込まれることから、隠岐広域連合では隠岐病院の在り方検討委員会を設置し検討するとの報告がございました。

唯一の公的病院であり、町民の健康と暮らしを守るために、しっかりと検討するよう要望しておきます。

⑦温水プールについて。

温水プールについて、指定管理業者から社会教育課に対して、来年3月31日で会社の解散が決まり、契約を前倒しで終了したいとの連絡がありました。

所管課としては今後次の指定管理者を募集する準備を進めていくこととなるが、今いる職員が継続して勤めていけるよう努力していきたいとの報告があった。

以上で、総務教育民生常任委員会委員長報告を終わります。所管の調査事項については、議会閉会中も継続して調査、研究いたします。

○議長（安部大助）

次に、産業建設常任委員長6番：牧野 牧子 議員

○6番（牧野 牧子）

それでは、産業建設常任委員会委員長報告を行います。

1. 常任委員会開催日、6月10日、11日、17日、24日、25日、26日の6日間で行いました。

2. 付託案件は別紙のとおりでございます。

3. 審査の結果、議第58号「令和7年度 隠岐の島町一般会計補正予算(第1号)」については全会一致で「修正案」を提出することとなり、その他の議案については全会一致で「可決すべし」といたしました。

4. 審査の経過及び主な意見・指摘事項等についてでございます。

議第58号「令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算(第1号)」(1)債務負担行為補正について、太陽光PPA発電事業施設運営負担金、期間は令和7年度から令和27年度の20年間、限度額：4,200万円です。

令和7年6月10日株式会社山陰合同銀行と締結した『再生可能エネルギーの活用促進に関

する連携協定』に基づき、清掃センター及びリサイクルセンターで太陽光 PPA 発電事業を行うこととなりました。

脱炭素事業が停滞なく推進可能であるため、今後、資材等の高騰が予想されることから早期に事業着手することになっており、本年度内に電力供給契約締結の予定であります。

この太陽光 PPA 発電事業の導入総事業費は約 6,830 万円で、太陽光パネル・パワコン等の設備導入に係る初期費用は事業主体であるごうぎんエナジー株式会社が負担し、設備の償却費及び保守料の一部約 210 万円を 20 年間、町が負担する計画であり、新たに債務負担行為限度額として 4,200 万円を設定する必要があるとの説明がありました。

委員会では、ごうぎんエナジー株式会社との契約内容について、電気料金の単価、契約終了後の機材の無償譲渡を受けた場合のその後の処分費用の取り扱い等、不明確な部分が多々あり、また、太陽光パネル等を設置する建物の詳細な現地調査が未実施であることから、現時点では債務負担行為の必要性を判断することができませんでした。

そのため、議第 58 号の第 2 条を削除する修正が必要であると判断し、修正案を別紙の通り議長に提出いたしました。

(2) 五箇地区観光宿泊施設整備事業、補正後の金額は 803 万 5,000 円。

深浦ログハウス冷暖房機器設備工事、補正額は 106 万 6,000 円、補正後の金額は 382 万 5,000 円。ホテル海音里厨房機器更新工事、補正額は 4 万 1,000 円で、補正後は 151 万 1,000 円。ホテル海音里厨房冷凍庫増設工事、補正額は 2 万 9,000 円で、補正後は 106 万 6,000 円でございます。

宿泊施設の環境改善を図るべく当初予算で冷暖房機器設置工事を計上していたが、予算計上額に誤りがあったことに加え、ホテル海音里厨房機器工事とともに物価高騰に伴う機器費・人件費が増額となったことから、所要額を追加補正するものであります。

委員からは「町内の同様のログハウス等は新築当時のスペックのままであり、断熱材なしの状況は冷房増設だけではカバーに無理があるのではないか」などの意見がありました。

担当課からは「業者による熱負荷計算は実施している。二階部分にも設置することでカバーする」とのことでありました。

委員会では、宿泊客の利用状況を確認しながら適切な対処をとるよう指摘をしました。続きまして、所管の調査事項であります。

(1) 愛の橋架け替え事業についてでございます。

愛の橋架け替え事業について担当課に進捗状況の報告を求めました。

当初、架け替え工事は令和9年度に終了するとの説明でありましたが、施工方法について河川内工事が、出水期（6月26日～10月20日）は工事ができない制約ができたこと、施工事業者が週休二日となったこと、更には詳細設計の結果、当初予定をしていなかった地盤改良工事が増えた等の要因から、令和16年度まで工期が延期になったとの説明を受けました。

委員からは「全体工期が大幅に延期されたことで、設置する予定の仮棧橋の耐用年数は大丈夫なのか」との意見がありました。

担当課からは「仮棧橋の利用期間は当初の予定より1年伸びるが、耐用年数に問題はない」との説明でありました。

当初の総事業費より増額になる見込みであるとの報告がありましたので、詳細については、改めて9月定例会時に報告するよう指摘をしました。

(2)『隠岐温泉 GOKA』施設の方向性と経過についてでございます。

議会構成も変わったことから、担当課に改めて隠岐温泉 GOKA について、これまでの経緯と検討状況について説明を求めました。

担当課からは「現在の施設は大規模改修を要する場合、廃止する考えである。一方、島内唯一の泉源については、福祉施設・観光宿泊施設での利活用を検討していく方針である」との説明でありました。

委員会では「大規模改修とは、どれくらいを指すのか明確にすべきである」「泉源の利活用は住民も利用できるのかを示すべし」と改めて指摘しておきます。

以上で、産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

所管の調査事項については、議会閉会中も継続して調査、研究いたします。

○議長（安部大助）

以上で、「委員長報告」を終わります。

ただ今の産業建設常任委員会の委員長報告には議第58号「令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算（第1号）」に対する「修正案」がありますので、「修正案」に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

「質疑なし」と認めます。

以上で、「修正案」に対する「質疑」を終わります。

日 程 第 2. 討 論

「討論」を行います。

「討論」は分割して行います。

まず、議第 58 号「令和 7 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 1 号）」以外の承認第 3 号「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例の専決処分について」から同意第 4 号「隠岐の島町中財産区管理委員会委員の選任同意について」までの 16 件、及び本日の議事日程第 1 で行いました委員長報告を一括して討論に付します。

討論はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「討論なし」と認めます。

次に、議第 58 号「令和 7 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 1 号）」を討論に付します。

討論の順序につきましては、まずは「原案及び修正案」に反対の方、次に「原案」に賛成の方、最後に「修正案」に賛成の方の順に行います。

最初に「原案及び修正案」に反対の方の討論はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「討論なし」と認めます。

次に「原案」に賛成の方の討論はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「討論なし」と認めます。

最後に、「修正案」に賛成の方の討論はありませんか。

4 番：脇田 千代志 議員

○4 番（脇田 千代志）

「修正案」に賛成討論を行います。

およそ商品の対価というものには、生産費が含まれていることが常識的と考えますが、この事業は、当たり前で電気代を支払った上に、生産費である設備の償却費や保守料を、発電事業者を支払い続けるといった、普通には考えられない事業契約案であると受け止めています。

金額的にも、発電事業者の総事業費の4割にもなる2,800万円と、保守料1,400万円の合計4,200万円を、20年かけて電気代とは別に支払っていくという、一般住民の経済観念とは乖離したものとなっていると思われるため、町民の皆様には到底納得の得がたいものではないかと考えます。

世界的なゼロカーボンへの取り組みの中で、本庁としても重要課題と位置付け、いかに待ったのできない、「隠岐の島町地球温暖化対策実行計画（以下本計画）」とはいえ、費用対効果の視点もなく、町民の皆様の血税を、湯水の如くに投下されてしまうことを許しては、実行計画の存続の前に、町民の皆様の生活自体が立ち行かなくなることが心配されます。

町執行部には、本計画の遂行と併せて、豊かな財源の確保を両立させながら、環境負荷低減のための持続可能な施策を、今後も模索していただきたいところです。

翻って、この事業において、本計画における公共施設への太陽光発電PPA事業導入進捗率は、僅か3.96%となっており、今後も引き続き、このような負担方式で事業推進されてしまえば、真に住民生活に必要な予算への圧迫に繋がると共に、行政施策に対する不信感を招いていくことが危惧されるため、さらに十分に慎重な審議が必要であると考え、「修正案」に賛成するものであります。

以上で終わります。

○議長（安部大助）

ほかに、討論はありませんか。

（「なし」の声を確認）

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 3. 採 決

「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

まず、はじめに、承認第3号「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例の専決処分について」から承認第6号「令和6年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）の専決処分について」までの4件を、一括して採決します。

本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、承認第3号から承認第6号までの4件は、原案のとおり「承認」されました。

次に、議第51号「地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例」及び議第52号「隠岐の島町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例」の2件を、一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第51号及び議第52号の2件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第53号「工事請負契約の締結について〔蛸木集会所建設工事〕」から、議第57号「物品購入契約の締結について〔西郷南中学校 29人乗りスクールバス購入〕」までの5件、及び議第60号「工事請負契約の締結について〔令和7年度 油井漁港沖防波堤改良工事〕」、議第61号「工事請負契約の締結について〔令和7年度 布施漁港消波ブロック製作工事〕」の2件、計7件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第53号から議第57号までの5件、及び議第60号、議第61号の2件、計7件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第58号「令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算（第1号）」の修正案について採決します。

産業建設常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成9人、反対3人〕

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

したがって、議第58号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、修正案を除く議第 58 号「令和 7 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 1 号）」について採決します。

本案に対する委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、修正案を除く議第 58 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 59 号「令和 7 年度隠岐の島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」について採決します。

本案に対する委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第 59 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、同意第 3 号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」採決します。

本案を原案のとおり「同意」することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、同意第 3 号は原案のとおり「同意」することに決定しました。

次に、同意第 4 号「隠岐の島町中財産区管理委員会委員の選任同意について」を採決します。

本案を原案のとおり「同意」することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、同意第 4 号は原案のとおり「同意」することに決定しました。

次に、請願第 1 号「地方財政の充実・強化に関する意見書を政府等に提出することを求める請願」について、採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり「採択」することに決定しました。

次に、要望第1号「中出張所を廃止し、中支所の設置について」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、要望第1号は委員長報告のとおり「採択」することに決定しました。

以上で「採決」を終わります。

日 程 第 4. 議 員 提 出 議 案 の 上 程 及 び 審 議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付いたしましたとおり、1件の議案が委員会提案されました。

隠岐の島町議会会議規則第14条第3項及び第2項の規定により、委員会及び議員提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました、発委第2号「地方財政の充実・強化に関する意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

総務教育民生常任委員会委員長 7番：齋藤 則子 議員

○7番（ 齋 藤 則 子 ）

発委第2号「地方財政の充実・強化に関する意見書」につきまして、提案理由を申し述べます。

医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、人口減少下における地域活性化対策はもとより、地域交通の維持・確保、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスを含め、極めて多岐にわたる役割が求められています。

こうした地方の財源対応について、公共サービスの質の確保をはかるためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要です。

地方自治体の実態に見合った歳入・歳出を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十

分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要があります。

このため、2026年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、地方自治法99条に基づき意見書を提出するものでございます。

なお意見書の提出先は、衆参議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣でございます。

皆様、よろしくお願いたします。

○議長（安部大助）

以上で「提案理由の説明」を終わります。

発委第2号の「質疑」を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「質疑なし」と認めます。

以上で、「質疑」を終わります。

次に、「討論」を行います。

「討論」はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、発委第2号は、原案のとおり「可決」されました。

以上で「議員提出議案の上程及び審議」を終わります。

日 程 第 5. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長、特別委員長から隠岐の島町議会会議

規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

これを閉会中の継続審査・調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き全て議了いたしました。

会議を閉じます。

以上で、「令和7年第2回隠岐の島町議会定例会」を閉会します。

(閉 会 宣 告 1 4 時 0 5 分)

以 下 余 白